

## 随意契約理由書

件名	東部市場第2冷蔵庫棟搬送設備保守点検業務
契約の相手方	株式会社 ダイフクサービス本部神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号 に該当
<b>随意契約の理由</b> <p>本業務は、パレット式立体自動倉庫の各機器の機能維持と故障等の発生を未然に防止するため、定期保守点検及び故障等発生時の緊急保守等の業務を行うものである。</p> <p>本設備は24時間365日稼働可能で、市内の多品種少量の商品の保管にパレット・クレーンを用いて、冷凍冷蔵庫内の多頻度の入出庫に高速で対応できる機械式の自動搬送設備であり、食品を扱う市場にとって、商品の鮮度維持、迅速な取引のために重要な設備である。</p> <p>その為、定期保守点検及び故障等発生時の緊急保守等の業務を行う必要がある。</p> <p>本搬送設備は平成12年に(株)ダイフクにより設計・施工された設備であり、同社の独自システムで構成されているため、本業務の実施にあたっては、製作者しか知り得ない製作図書等の技術資料が不可欠であり、設計・施工会社である同社でしか履行できない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部東部市場管理係 (電話番号078-413-7074)